

Weekly Report

第370号
平成28年8月1日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

領収書等に係るスキャナ保存制度の見直し

国税関係書類（契約書、領収書等）に係るスキャナ保存制度は、27年度税制改正において、3万円以上の契約書・領収書等も対象となり、電子署名が不要となるなどの要件緩和等が行われましたが、28年度改正では以下の見直しが行われます。

◆28年度改正におけるスキャナ保存の見直し

◎読取装置の要件緩和…スキャナについて「原稿台と一体となったもの」に限定する要件を廃止し、スマートフォンやデジタルカメラ等による読み取りも可能になります。

◎受領者等が読み取りを行う場合の手続きの整備…

契約書、領収書等を作成・受領する者（受領者等）がスキャナで読み取りを行う場合には、次の事項がスキャナ保存に係る承認の要件となります。

- ①領収書等の受領者等は、その書類に署名した上で、特に速やか（3日以内）にタイムスタンプを付さなければならない。
- ②書類の大きさがA4以下の場合、大きさに関する情報の保存は不要とする。

③相互けん制要件について、受領等事務と読み取り事務をそれぞれ別の者が行うこととする要件が不要とされ、受領者等以外の者が記録事項の確認を行うことが要件となる。

◎相互けん制要件に係る小規模企業者の特例…従業員数20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の小規模企業者は、税理士等の税務代理人が定期的な検査を行うこととしている場合に、相互けん制要件が不要となります。

◎適用関係…上記は29年1月1日から開始されます（28年9月30日以降の承認申請から適用）。

28年度の地域別最低賃金に引上げ目安額は

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が答申した28年度の引上げ額の目安は、全国加重平均で24円となり、全ての都道府県で20円を超える大幅な引上げが示されました。

今後、この目安を参考に各都道府県の地方最低賃金審議会が審議を行い、改定額を決定しますが、目安額どおりに改定された場合は、全国加重平均で時給822円となります。

なお、各都道府県の引上げ額の目安は、4ランク（A25円、B24円、C22円、D21円）に分けて提示しており、Aは5都府県、Bは11府県、Cは14道県、Dは17県となっています。

★★★8月のチェックポイント★★★

※夏季休業を行う企業は、日程を取引先に通知すると同時に取引先の日程も確認して、納品・出荷や支払い・集金などを調整します。

※一斉休業中の防犯対策や、パソコンなどデータのバックアップを行います。

※夏季休業明けは疲労がたまる時期です。交通事故や労働災害などを防止するため、適度な休憩を設け健康管理と安全対策の徹底をします。

※台風シーズンを迎え、商品・設備の水漏れ防止や緊急持ち出しなど風水害への対策を。